

農林水産「技術のタネ」開花支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県立農林水産総合技術支援センター（以下「センター」という。）が実施する農林水産「技術のタネ」開花支援事業（以下「支援事業」という。）について、その取り扱いの方針を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

(支援事業の要件)

第2条 支援事業は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす取組でなければならない。

- (1) 本県の農林水産業の振興並びに農林漁家の経営の安定化等に資する取組であること。
- (2) センターが行う試験研究及び技術普及の進歩・向上が期待できる取組であること。

(支援事業の対象者)

第3条 支援事業の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 県内に居住する農林水産業を営む者及び県内農林水産業を営む者等が組織する団体。
 - (2) 県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会。
 - (3) 県内に主たる事務所のある農林水産関連企業及び県内農林水産関連企業等が組織する団体。
 - (4) センター所長（以下「所長」という。）が特に認める者。
- 2 国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人及び法令による公益法人等については、支援事業の対象外とする。

(審査会の設置)

第4条 支援事業の実施については、別に定める支援事業審査会（以下「審査会」という。）で審査するものとする。

(支援事業の申込等)

第5条 支援事業を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、農林水産「技術のタネ」開花支援事業申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）を関連するセンター各所属長（以下「各所属長」という。）を経由して所長に提出しなければならない。

- 2 この場合、各所属長は申込書に関する事前ヒアリングを行い、農林水産「技術のタネ」開花支援事業協議書（様式第2号）（以下「協議書」という。）に取りまとめた上で所長に提出するものとする。
- 3 所長は、申込書に協議書を添えて審査会に諮り、支援事業の諾否を決定し、申込者に通知するものとする。なお、事前ヒアリングにおいて協議の整わな

った場合については、当該申込書に係る支援事業は行わないものとし、申込者に通知するものとする。

(支援事業の契約締結)

第6条 支援事業を実施するときは、所長は委託者と支援事業に関する契約(様式第3号)(以下「支援事業契約」という。)を締結するものとする。

(委託料及び経費)

第7条 支援事業を行うために必要な人件費は県が負担する。

2 委託料の経費の下限額は10万円、また、上限額は1,000万円とする。

3 支援事業に要する経費は、賃金、旅費及び需用費等の当該事業遂行に直接必要な経費に相当する額(以下「直接経費」という。)及び当該事業遂行に関連し直接経費以外に必要な経費を勘案して定める額(以下「間接経費」という。)の合算額とする。

4 間接経費の額は、原則として直接経費の額の20%に相当する額とする。

(委託料の納付)

第8条 委託者は、支援事業契約を締結後、速やかに同契約に定める委託料の7割相当分を県が発行する納入通知書により納付しなければならない。また、支援事業終了後に委託料の残額を県が発行する納入通知書により納付しなければならない。

(支援事業の内容の変更)

第9条 委託者は、支援事業の内容の変更を行おうとする場合は、所長と協議の上、対応するものとする。

(支援事業の中止)

第10条 所長及び委託者は、天災その他やむを得ない理由により支援事業の継続が困難となったときは、協議の上、当該支援事業を中止することができる。

2 委託者は、前項により支援事業を中止しようとする場合は、あらかじめ所長と協議するものとし、農林水産「技術のタネ」開花支援事業中止承認申請書(様式第4号)を所長に提出し、承認を受けなければならない。

3 所長又は委託者は、支援事業の中止により所長又は委託者が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(支援事業の契約解除等)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに支援事業契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 委託者が、支援事業契約の各条項に違反したとき。

(2) 委託者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 委託者は、前項の規定により支援事業契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(支援事業の結果報告)

第12条 所長は、支援事業を終了したときは、速やかに農林水産「技術のタネ」開花支援事業結果報告書(様式第5号)(以下「結果報告書」という。)を委託者に提出しなければならない。

- 2 委託者は、支援事業が終了したときは、結果報告書等の成績取りまとめについて、所長に協力しなければならない。

(委託料の精算)

第13条 所長は、支援事業を終了または中止したときは、速やかに委託料の精算を行うものとする。

- 2 所長は、前項の規定による精算の結果、第8条の規定により納付された委託料に過不足のあるときは、過納金は委託者に返還し、不足金は委託者に請求するものとする。
- 3 所長は、委託者が正当な理由なく支援事業を一方向的に中止した場合、また、第11条の契約解除を行う場合は、速やかに委託料の精算を行うものとする。
- 4 所長は、前項の規定による精算の結果、第8条の規定により納付された委託料に不足のあるときは、不足金を委託者に請求するものとする。なお、過納金については返還しないものとする。

(守秘義務)

第14条 所長、各所属長及びセンターに属する職員は、支援事業の内容、委託先について守秘義務を負うものとする。

(取組内容の公表等)

第15条 所長又は委託者は、支援事業の実施期間(以下「実施期間」という。)中において、取組内容を公表等しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

- 2 所長は、原則として実施期間終了後、取組結果を公表等することができる。ただし、委託者からの適正な理由による申出があった場合には、取組結果の全部又は一部を公表等しないことができる。

(特許を受ける権利等)

第16条 支援事業の結果、センターに属する職員が発明を行った場合には、当該発明に係る特許権等は、所長と委託者が協議の上、持分等を決定するものとする。

(準用)

第17条 前条の規定は、実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠権及び意匠登録を受ける権利並びに品種登録を受ける権利について準用する。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議の上、定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第1号)

農林水産「技術のタネ」開花支援事業申込書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所

氏 名

〔 主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

電話番号

農林水産「技術のタネ」開花支援事業実施要領第5条第1項の規定に基づき、
次のとおり申し込みます。

1 取組課題

2 取組目的

3 取組内容

4 実施期間

契約日 から 年 月 日 まで

5 委託料

委託料については、別途協議により決定する。

(様式第2号)

農林水産「技術のタネ」開花支援事業協議書

1 取組課題

2 取組内容（詳細項目について、実施内容等を記載する。）

3 受託機関及び担当者

(1) 機関名

(2) 担当名

(3) 職・氏名

4 委託料の明細

| 経費区分 | 積算内訳 | 金額(円) | 備考 |
|----------|------|-------|----|
| (1) 賃金 | | | |
| (2) 旅費 | | | |
| (3) 需用費 | | | |
| (4) 役務費 | | | |
| (5) 委託費 | | | |
| (6) 借損 | | | |
| (7) 備品 | | | |
| (8) 間接経費 | | | |
| 合計 | | | |

(注) (8) の間接経費は、(1) から (7) の合計の 20% (円未満切捨) とする。

5 現物供与・貸与される資材等

| 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 供与・貸与の別 | 備考 |
|----|----|----|----|---------|----|
| | | | | 供与・貸与 | |

(注) 供与・貸与の別については、該当するものを丸で囲むこと。

上記のとおり協議しましたので、提出します。

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

甲

住 所
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名)

乙

徳島県
徳島県立農林水産総合技術支援センター
〇〇長 〇〇 〇〇

(様式第3号)

農林水産「技術のタネ」開花支援事業契約書

〇〇〇〇(以下「甲」という。)と徳島県(以下「乙」という。)とは、農林水産「技術のタネ」開花支援事業実施要領(以下「支援事業実施要領」という。)に定めるもののほか、次の各条に従い、「〇〇」に関する支援事業(以下「支援事業」という。)の実施及び成果の取扱いに関する契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、本契約に定める事項を信義に基づき誠実に遵守し、両者が信頼関係をもって履行しなければならない。

(支援事業の受託)

第2条 乙は甲から、別表第1に掲げる取組を受託する。

(実施期間)

第3条 支援事業の実施期間は、本契約の締結日から〇年〇月〇日までとする。

(委託料の納付)

第4条 甲は、支援事業に要する費用(以下「委託料」という。)として、別表第2に掲げる金額を乙が発行する納入通知書により乙が指定する納期限内に納付しなければならない。

2 前項の納付については、甲は、委託料の7割相当額を本契約の締結後、速やかに納付するものとし、残額については、支援事業の終了後に納付するものとする。

3 乙は、第3条に定める実施期間が複数年度となるときは、甲は、各年度に要する委託料を前項に準じて乙に納付するものとし、乙は、各年度末に当該年度に要した経費の決算額の明細書を別表第3の様式により作成し、甲に提出するものとする。

(取組用資材等の管理)

第5条 乙に属する職員は、支援事業が終了するまでは、甲が提供した取組用資材等を、善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(支援事業の中止)

第6条 甲及び乙は、天災その他やむを得ない理由により支援事業の継続が困難となったときは、協議の上、当該支援事業を中止することができる。

2 甲は、前項により支援事業を中止しようとする場合は、支援事業を中止することについて、あらかじめ乙に協議するものとし、支援事業実施要領第10条第2項に規定する農林水産「技術のタネ」開花支援事業中止承認申請書を乙に提出し、承認を受けなければならない。

- 3 甲又は乙は、支援事業の中止により甲又は乙が受けた一切の損害について、賠償する責を負わないものとする。

(支援事業の契約解除等)

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 甲が、本契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 甲が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を請求できないものとする。

(支援事業の結果報告)

第8条 乙は、支援事業を終了したときは、速やかに支援事業実施要領第12条に規定する農林水産「技術のタネ」開花支援事業結果報告書（以下「結果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の結果報告書等の成績取りまとめについて、乙に協力しなければならない。

(委託料の精算)

第9条 乙は、支援事業を終了または中止したときは、速やかに委託料の精算を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定による精算の結果、第4条の規定により納付された受託金額に過不足のあるときは、過納金は甲に返還し、不足金は甲に請求するものとする。
- 3 乙は、甲が正当な理由なく支援事業を一方的に中止した場合、また、第7条の契約解除を行う場合は、速やかに委託料の精算を行うものとする。
- 4 乙は、前項の規定による精算の結果、第4条の規定により納付された受託金額に不足のあるときは、不足金を甲に請求するものし、甲は、不足金を速やかに納付するものとする。なお、過納金については甲に返還しないものとする。

(取組内容の公表等)

第10条 甲又は乙は、第3条に定める支援事業の実施期間（以下「実施期間」という。）中において、取組内容を公表等しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

- 2 乙は、原則として実施期間終了後、取組結果を公表等できるものとする。ただし、甲からの適正な理由による申出があった場合には、取組結果の全部又は一部を公表等しないものとする。

(成果品の帰属)

第11条 支援事業の結果生じた成果品については、甲乙協議の上、その持分等

を定めるものとする。

(委託料により購入した設備、資材等の帰属)

第 12 条 委託料により乙が購入した設備、資材等は、乙に帰属するものとする。

(協議)

第 13 条 本契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ 1 通を保管する。

○年○月○日

甲 徳島県■■■市(郡)■■■町(村)■■■
▲▲▲▲▲
氏名 ●●●● 印

乙 徳島県
徳島県立農林水産総合技術支援センター
所長 ○○○○ 印

別表第 1

- 1 取組課題

- 2 取組目的

- 3 取組内容

- 4 受託機関及び担当者
 - (1) 機関名
 - (2) 担当名
 - (3) 職・氏名

別表第 2

- 1 委託料 金〇〇〇〇〇〇円

- 2 内訳

| 経費区分 | 積算内訳 | 金額 (円) | 備考 |
|----------|------|--------|----|
| (1) 賃金 | | | |
| (2) 旅費 | | | |
| (3) 需用費 | | | |
| (4) 役務費 | | | |
| (5) 委託費 | | | |
| (6) 借損 | | | |
| (7) 備品 | | | |
| (8) 間接経費 | | | |
| 合計 | | | |

(注) (8) の間接経費は、(1) から (7) の合計の 20% (円未満切捨) とする。

別表第3

1 年度〇〇に関する取組についての支出明細

| 経費区分 | 積算内訳 | 金額(円) | 備考 |
|----------|------|-------|----|
| (1) 賃金 | | | |
| (2) 旅費 | | | |
| (3) 需用費 | | | |
| (4) 役務費 | | | |
| (5) 委託費 | | | |
| (6) 借損 | | | |
| (7) 備品 | | | |
| (8) 間接経費 | | | |
| 合計 | | | |

(注) (8) の間接経費は、(1) から (7) の合計の 20% (円未満切捨) とする。

(様式第4号)

農林水産「技術のタネ」開花支援事業中止承認申請書

年 月 日

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長 殿

住 所
氏 名

〔 主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名 〕

支援事業を中止したいので、農林水産「技術のタネ」開花支援事業実施要領第10条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 取組課題
- 2 中止の理由
- 3 中止の時期

(様式第5号)

農林水産「技術のタネ」開花支援事業結果報告書

年 月 日

〇〇〇〇〇 殿

徳島県立農林水産総合技術支援センター所長

支援事業が終了しましたので、農林水産「技術のタネ」開花支援事業実施要領第12条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 取組課題
- 2 実施期間
- 3 受託機関及び担当者
 - (1) 機関名
 - (2) 担当名
 - (3) 職・氏名

- 4 取組の結果

別紙1（任意様式）のとおり

- 5 支出明細

別紙2のとおり

(別紙2)

支出の明細

| 経費区分 | 積算内訳 | 金額(円) | 備考 |
|----------|------|-------|----|
| (1) 賃金 | | | |
| (2) 旅費 | | | |
| (3) 需用費 | | | |
| (4) 役務費 | | | |
| (5) 委託費 | | | |
| (6) 借損 | | | |
| (7) 備品 | | | |
| (8) 間接経費 | | | |
| 合計 | | | |

(注) (8) の間接経費は、(1) から (7) の合計の 20% (円未満切捨) とする。